

# 石川県公報

平成 26 年 12 月 26 日 (金曜日)

号 外

(第 111 号)

## 目 次

規 則	公 告
○石川県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (水産課) 1	○石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表 (水産課) 5

## 規 則

石川県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十二月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県規則第三十九号

石川県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則

石川県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則(平成十年石川県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中第二号を第四号とし、同条第一号中「(昭和二十四年法律第二百六十七号)」を削り、同号を同条第三号とし、同条に第一号及び第二号として次の二号を加える。

- 一 定置漁業(漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六条第三項に規定する定置漁業をいう。)
- 二 小型定置漁業(漁業法第六条第五項第二号に規定する第二種共同漁業及び石川県漁業調整規則(昭和四十年石川県規則第一号)第七条第十四号に規定する小型定置漁業をいう。)

第四条第一項の表第一号中「、まいわし」を削り、同項の表中第二号を第三号とし、第一号の次に次のように加える。

一 まいわし	一月一日から八月三十一日までの間	月の末日	当該月の翌月の十日まで
	九月一日から十二月三十一日までの間	旬の末日	当該旬の次の旬の末日まで

別記様式第一号(2)中「所属漁協名」を「所属漁協支所名」に、「殿」を「様」に

ずわいがに	

を

するめいか	ずわいがに

に

改め、同様式を別記様式第 1 号(3)とし、同様式(1)中「所属漁協名」を「所属漁協支所名」と、「殿」を「様」と

採 捕 の 数 量 (kg)		
ま あ じ	ま い わ し	まさば及びごまさば

を

採 捕 の 数 量 (kg)			
ま あ じ	ま い わ し	ま さ ば 及 び ご ま さ ば	す る め い か

に 改

め、同様式を別記様式第一号(2)とし、同様式の前に別記様式第一号(1)として次の一様式を加える。



別記様式第11号中「所属漁協名」を「所属漁協支所名」と、「殿」を「様」と改める。

附 則

別記様式第11号中「年」を「日」に改める。

## 公 告

### 石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成25年12月27日公表。以下「石川県計画」という。）の全部を平成26年12月16日に変更したので、変更後の石川県計画を次のとおり公表する。

平成26年12月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 第1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

1 本県の水産業は、平成24年の生産量で6万トン（全国第17位）、生産額は184億円にのぼり、全国的には中位に位置している。

また、漁業就業者数は、約3千人であり、能登地方の多くの沿岸地域においては、水産業は、中核的な産業となっている。

このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県沖合水域は、表層では暖流の対馬海流が流れ、底層では日本海固有水といわれる特異な海水が占めていること等から、多種類の魚介類が生息し、我が国有数の漁場を形成している。

全国的な資源の動向を見ると、資源水準の推移については、低位の割合が減少し、中位の割合が増加する傾向にあり、全体としてはおおむね安定的に推移しているものの、低位水準にとどまっている資源や、資源水準が悪化している資源も見られる。本県海域における資源についても低位又は減少傾向にある魚種があり、本県の水産業の健全な発展と水産物の安定供給を確保するためには、資源状況に応じた適切な管理措置を継続的に実施する必要がある。

3 このようなことから、県としては従来から、漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存管理が図られるようになってきているが、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第1項の規定により定められた海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成26年11月26日公表。以下「基本計画」という。）により決定された漁獲可能量の県の本県の数量について適切な管理措置を講ずることとする。

4 さらに、広域資源を回復させるために必要な漁獲努力量の削減措置を主体とした資源回復計画の公表に伴い、対象となる海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、基本計画により決定された漁獲努力可能量のうち本県の量について適切な管理措置を講ずることとする。

5 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講ずるため、他県入漁船を含め、第1種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

6 並びに、漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は漁獲努力量の公表等実効措置を講ずるため、第2種特定海洋生物資源に係る漁獲努力量実績の的確な把握に努めることとする。

7 また、漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた限度量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であるため、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、県水産総合センターを中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。さらに、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

8 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

9 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

10 本県における漁獲可能量制度においては、他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

第 2 第 1 種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

1 第 1 種特定海洋生物資源の平成26年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、次のとおりである。

- (1) まあじ及びまいわし 平成26年 1 月から同年12月まで 若干
- (2) まさば及びごまさば 平成26年 7 月から平成27年 6 月まで 若干
- (3) するめいか 平成26年 4 月から平成27年 3 月まで 若干
- (4) ずわいがに 平成26年 7 月から平成27年 6 月まで 352トン

2 第 1 種特定海洋生物資源の平成27年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、次のとおりである。

- (1) まあじ 平成27年 1 月から同年12月まで 若干
- (2) まいわし 平成27年 1 月から同年12月まで 18,000トン
- (3) まさば及びごまさば 平成27年 7 月から平成28年 6 月まで 管理の対象となる期間までに知事管理量を設定
- (4) するめいか 平成27年 4 月から平成28年 3 月まで 管理の対象となる期間までに知事管理量を設定
- (5) ずわいがに 平成27年 7 月から平成28年 6 月まで 管理の対象となる期間までに知事管理量を設定

第 3 第 1 種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第 1 種特定海洋生物資源の知事管理量について、平成27年の採捕の種類別に定める数量は、次のとおりである。  
なお、海域別及び期間別の数量は定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、「若干」とする。

まいわし 中型まき網漁業 10,200トン  
定置漁業及び小型定置漁業 若干

第 4 第 1 種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

1 すけとうだら

小型機船底びき網漁業（うち手繰第 1 種漁業）及びはえなわ（すけとうだら）漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等を現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

2 まあじ

中型まき網漁業及び定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等を現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

3 まいわし

中型まき網漁業及び定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等を現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が知事管理量を超えないように努めるものとする。

また、資源管理計画に基づく操業が行われるよう、資源管理型漁業の推進を図る。

4 まさば及びごまさば

中型まき網漁業及び定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等を現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

5 するめいか

5 トン未満の動力船により釣りによってするめいかをとることを目的とする漁業にあつては、現状の漁獲努力量を増加させることのないよう指導するとともに、漁獲実態の把握に努めることとする。また、定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数等を現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

6 ずわいがに

小型機船底びき網漁業（うち手繰第 1 種漁業）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等を現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が知事管理量を超えないように努めるものとする。

また、資源管理計画に基づく操業が行われるよう、資源管理型漁業の推進を図る。

第 5 第 2 種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量に関する事項

- 1 第 2 種特定海洋生物資源の平成26年の管理の対象となる採捕の種類、期間及び知事管理努力量は、次のとおりである。

あかがれい 小型機船底びき網漁業（うち手繰第 1 種漁業）

平成26年 4 月 1 日から同年 5 月 31 日まで 3,884 隻日

- 2 第 2 種特定海洋生物資源の平成27年の管理の対象となる採捕の種類、期間及び知事管理努力量は、次のとおりである。

あかがれい 小型機船底びき網漁業（うち手繰第 1 種漁業）

平成27年 4 月 1 日から同年 5 月 31 日まで 3,884 隻日

第 6 第 2 種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について採捕の種類別に定める量に関する事項

- 1 第 2 種特定海洋生物資源の平成26年の管理の対象となる採捕の種類、期間及び知事管理努力量は、次のとおりとする。

あかがれい 小型機船底びき網漁業（うち手繰第 1 種漁業）

平成26年 4 月 1 日から同年 5 月 31 日まで 3,884 隻日

- 2 第 2 種特定海洋生物資源の平成27年の管理の対象となる採捕の種類、期間及び知事管理努力量は、次のとおりとする。

あかがれい 小型機船底びき網漁業（うち手繰第 1 種漁業）

平成27年 4 月 1 日から同年 5 月 31 日まで 3,884 隻日

第 7 第 2 種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

小型機船底びき網漁業（うち手繰第 1 種漁業）については、石川県沖合海域のあかがれいの資源回復を図るために、「石川県資源管理指針」に基づく資源管理措置の着実な実施を推進することとする。

また、知事への漁獲努力量等の報告に係る迅速な報告体制の整備を進めることとする。

第 8 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- 1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化をさらに進めることとする。
- 2 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

